

# 入札説明書

群馬県庁等中央監視・電気設備保全業務委託に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

群馬県知事 山本 一太

## 2 担当部局

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県総務部財産有効活用課 県庁舎保全係 電話027-226-2125

## 3 業務委託内容等

(1) 業 務 名 群馬県庁等中央監視・電気設備保全業務委託

(2) 業務場所 群馬県前橋市大手町一丁目 地内

(3) 業務内容 別添仕様書等のとおり

(4) 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで

※本格業務開始は令和8年4月1日からとなるが、業務開始時に確実な業務を行えるよう、令和5～7年度本業務受託者からの引継を受ける期間を設けている。

なお、引継業務は前任者の業務完了日（令和8年3月31日）までに完了させるものとする。

## 4 別添仕様書及び設計図書等に対する質問

(1) 別添仕様書及び設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容を除き書面（様式は自由）により提出すること。

ア 提出期間 令和7年9月10日（水）から令和7年9月23日（火）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）8時30分から17時15分まで（12時から13時までの時間を除く。）

イ 提出場所 〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県 総務部 財産有効活用課 県庁舎保全係

TEL：027-226-2125

(2)(1)の質問に対する書面の回答は、閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和7年9月26日（金）13時から令和7年10月9日（木）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）8時30分から17時15分まで

イ 閲覧場所 〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県庁11階南側掲示板

## 5 現場説明会 実施しない。

## 6 入札書提出の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年10月10日(金) 9時30分入札 即時開札
- (2) 入札場所 群馬県庁舎11階 111会議室

## 7 入札方法等

- (1) 入札（見積）に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則及び群馬県競争入札心得の規定を守ること。
- (2) 入札（見積）に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (3) 落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。
- (4) 提出した入札（見積）書の引き換え又は変更は認めない。
- (5) 開札の結果落札者がいないときは、再度の入札を付することがある。
- (6) 再度の入札で落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 8 入札保証金 免除

## 9 契約保証金

- ・群馬県財務規則第199条の規定に該当する場合 免除

## 10 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
  - ア 入札参加資格のない者
  - イ 同一事項に対して二以上の入札をした者
  - ウ 入札に際し不正の行為のあった者
  - エ 入札書に必要な事項を記載しなかった者
  - オ その他入札に関する条件に違反した者
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

## 11 落札者の決定方法

- (1) 本入札には最低制限価格が設定されており、入札価格が最低制限価格を下回る場合には失格とする。
- (2) 開札後、群馬県財務規則第169条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低入札価格で入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじにより、落札者を決定する。

## 12 契約書の作成の要否 要

### 1 3 支払条件

|                | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 1 0 年度 |
|----------------|---------|---------|-----------|
| 前払金及び<br>中間前払金 | なし      | なし      | なし        |
| 部 分 払          | 1 2 回   | 1 2 回   | 1 2 回     |

注：部分払は、月毎に業務実績報告書を提出し、検査合格をもって契約書に記載された月毎の委託料を請求することができる。

### 1 4 その他

- (1) 入札参加者は、群馬県競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領及び群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に準じて指名停止を行うことがある。
- (3) 入札参加者は、入札参加に際して別添仕様書及び設計図書等をよく確認すること。
- (4) 落札決定後、業務責任者等を適正に配置しない場合もしくは出来ない場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。